

要 望 活 動 報 告 書

実 施 日	令和3年5月28日（金）付け
要 望 者	郵送により、要望書を提出しました。
要 望 先	【本省庁等要望】 国土交通省、総務省、農林水産省（林野庁含む）、環境省、厚生労働省 財務省、復興庁 【顧問国会議員要望】 顧問国会議員（13名） (順不同)
要 望 事 項	・「会津を拓く重点要望事項」（令和4年度に向けた要望） <u>※詳細につきましては、要望書をご覧ください。</u>

要望事項一覧

<顧問国会議員要望>

【要望項目】

- ・ 「会津を拓く重点要望事項」(全般※添付要望書)

① <国土交通省>

【要望項目】

- ・ 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について(道路局)
- ・ 地域高規格道路「会津縦貫道」の整備促進について(道路局)
- ・ 八十里越(国道289号)の整備促進について(道路局)
- ・ 社会資本総合整備事業の充実について(道路局)
- ・ 地方財源の充実と確保について

② <総務省>

【要望項目】

- ・ 地方財源の充実と確保について

③ <農林水産省>

【要望項目】

- ・ 農業の振興について
- ・ 国営かんがい排水事業等の整備促進について
- ・ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
- ・ 野生きのこ等の出荷制限解除について
- ・ 有害鳥獣被害対策に係る支援について
- ・ 野生鳥獣による農作物被害等減少に向けた
ライフル・スラッグ弾射撃場整備への支援について

④ <林野庁>

【要望項目】

- ・ 森林の整備と林業の振興について
- ・ 有害鳥獣被害対策に係る支援について

⑤ <環境省>

【要望項目】

- ・ 森林の整備と林業の振興について
- ・ 湖沼、河川等水質の環境基準の見直しについて
- ・ 有害鳥獣被害対策に係る支援について

⑥ <厚生労働省>

【要望項目】

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援等について
- ・ 野生きのこ等の出荷制限解除について

⑦ <財務省>

【要望項目】

- ・ 地方財源の充実と確保について
- ・ 道路の整備促進について
- ・ 社会資本総合整備事業の充実について
- ・ 企業誘致支援と金融対策支援について
- ・ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

⑧ <復興庁>

【要望項目】

- ・ 農業の振興について
- ・ 企業誘致支援と金融対策支援について
- ・ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
- ・ 野生きのこ等の出荷制限解除について

様

「会津を拓く重点要望事項」


【令和4年度予算獲得に向けた最重要要望】



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

その一方、会津地方における少子化・高齢化は加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響など、地域課題が山積し、コロナ禍を契機に社会全体が大きく変化している中、「新たな日常」へ向けたデジタル化の推進など、地方においても自らを改革していく必要があります。

このような中、住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 3 年 5 月 2 8 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会
会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	齋 藤 勘一郎
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	小 椋 眞
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	清 野 佐 一
会津坂下町長	齋 藤 文 英	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	齋 藤 賢 一
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	伊 藤 昭 一
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	束 原 源 伯
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	谷 澤 久 孝
南会津町長	大 宅 宗 吉	南会津町議会議長	室 井 嘉 吉

目 次

(国土交通省への要望事項)

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について	1
地域高規格道路「会津縦貫道」(会津縦貫北道路・会津縦貫南道路)の整備促進について	3
八十里越(国道289号)の整備促進について	5

(国土交通省及び財務省への要望事項)

社会資本総合整備事業の充実について	7
-------------------	---

(財務省への要望事項)

道路の整備促進について	8
-------------	---

(総務省及び財務省、国土交通省への要望事項)

地方財源の充実と確保について	9
----------------	---

(厚生労働省への要望事項)

新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援等について	11
---------------------------	----

(農林水産省への要望事項)

国営かんがい排水事業等の整備促進について	12
野生鳥獣による農作物被害等減少に向けたライフル ・スラッグ弾射撃場整備への支援について	13

(農林水産省及び環境省への要望事項)

森林の整備と林業の振興について	15
有害鳥獣被害対策に係る支援について	17

(農林水産省及び復興庁への要望事項)

農業の振興について	19
-----------	----

(農林水産省及び財務省、復興庁への要望事項)

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	21
-----------------------	----

(農林水産省及び厚生労働省、復興庁への要望事項)	
野生きのこ等の出荷制限解除について	23
(環境省への要望事項)	
湖沼、河川等水質の環境基準の見直しについて	24
(財務省及び復興庁への要望事項)	
企業誘致支援と金融対策支援について	25

最重点要望事項（国土交通省）

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長約212.7km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、常磐自動車道、東北自動車道及び北陸自動車道と広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

また、平成16年の新潟県中越地震発生時においては迂回路として、平成23年の東日本大震災時においては緊急交通路に指定されるなど、重要な物流経路であります。

しかしながら、現在、会津若松IC～新潟中央JCT（95.2km）間においては、中央分離帯の無い片側1車線の対面通行区間を含む2車線の区間があり、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、大規模災害時の緊急応急対策等における課題が顕在化しています。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松IC～安田IC間のうち、会津坂下IC～西会津IC（7.1km）間及び西会津IC～津川IC（8.8km）間については、令和2年3月に国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備計画が加速化されたところであります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、速度規制の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と高速4車線という大動脈で結ばれることは、当地方の発展にも不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松IC～新潟中央JCT（95.2km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、優先整備区間に選定された会津若松ICから安田IC間のうち、事業化区間となった「会津坂下ICから津川IC間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田ICから新潟中央JCT間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

2 付加車線の先行増設対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して増設を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



(上記提供元) 福島県

地域高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路・会津縦貫南道路）の整備促進について

地域高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として整備され、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連動することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成 27 年 9 月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市から南の地域においては、一般国道 118 号・121 号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側 1 車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による交通障害のほか、行楽シーズンには渋滞が頻発し、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

さらに、東日本大震災からの復旧・復興を目的とした「福島県復興計画」及び「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」では、「会津縦貫道」は復興を担う重要な道路と位置付けており、被災地への物資・人員輸送の促進や、災害に強い交通・物流体系の構築をはじめ、県土の復興を成し遂げるとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動を回復させるためにも、その早期整備が急務であります。

このような中、国から会津縦貫南道路 4 工区・湯野上バイパス（約 8.3 km）の令和 7 年度での開通見通しが発表されたことにより今後、移動時間のさらなる短縮が可能となることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれます。

とりわけ令和 2 年 2 月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第 3 次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路として、の役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた 3 本の地域高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の小沼崎バイパス（4工区）及び下郷田島バイパス（5工区）並びに国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

3 会津縦貫道の未供用区間を「重要物流道路」として指定し、指定された道路輸送網に必要な機能強化や整備の重点支援を図ること。

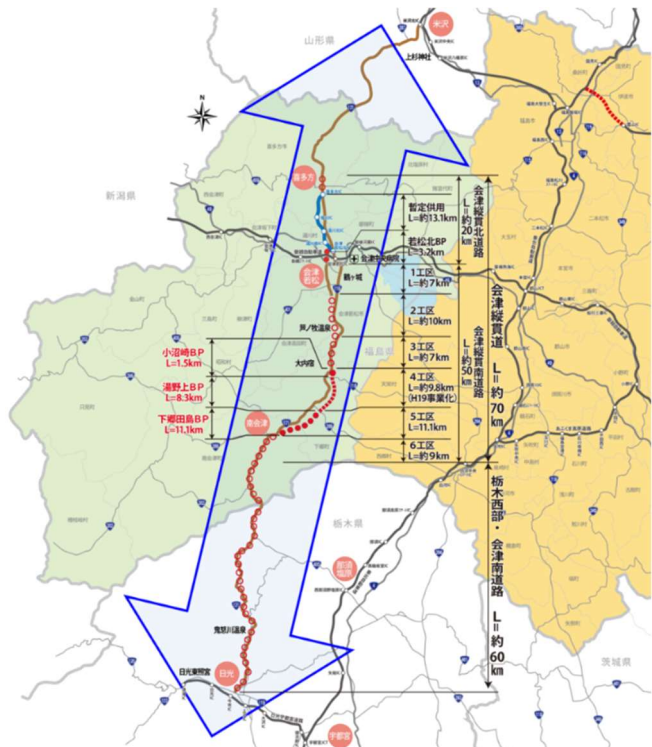
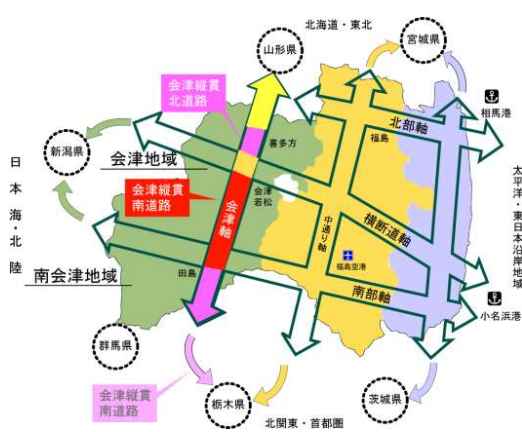
4 栃木西部・会津南道路の事業化について

地域高規格道路「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

5 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

○地域高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



「国土の強靱化」を推進するための要望（国土交通省）

八十里越（国道 289 号）の整備促進について

国道 289 号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの部分であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ78分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が1時間圏域となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備促進について

八十里越の通行不能区間を早期に解消し、国道 289 号の全線開通を図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

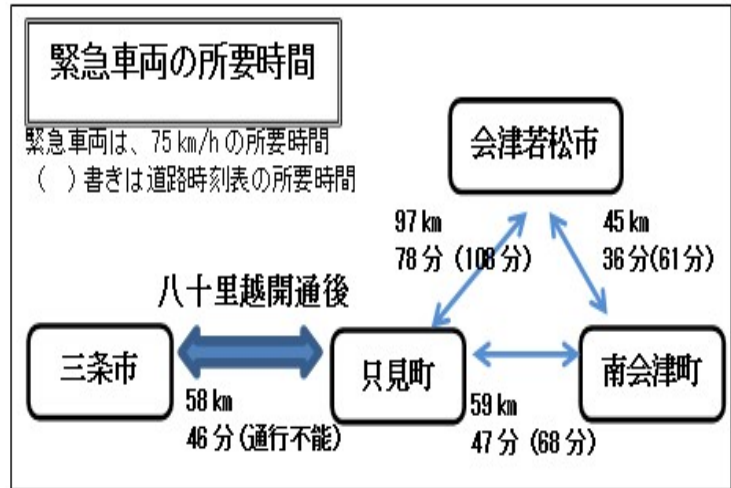
近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策を着実に実施すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、将来の維持管理経費を抑制する予防保全型の対策に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(新潟県HPより転載)



「国土の強靱化」を推進するための要望（国土交通省、項目1は財務省にも要望）

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、社会資本総合整備事業における予算確保に努めること。

2 事業採択について

事業採択においては、事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

防災・減災、国土強靱化のための「5か年加速化対策」を着実に実施するための予算を確保すること。

また、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和4年度以降も制度構築や予算を確保すること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど道路整備の遅れが顕著であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる分野で住民の生活に深刻な影響が発生していることから、収束後の官民を挙げた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

つきましては、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備促進に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- 2 老朽化した地方道路等の施設整備、ならびに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続しており、とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税など税収面の低迷にも拍車がかかる一方で、感染症対策に充当する財政調整基金の減少が懸念されている中、少子・高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少によって財政基盤が不安定化しないよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と相まって地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、その中においても、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかには、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を単位費用とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時にすみやかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安心・安全な生活を守るため除雪にかかる財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組にかかる財政支援を拡充すること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

特定空家等の解消も含め、増加する空き家に対応する施策をより円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用等について、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置について

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市町村においても感染拡大防止策や医療体制の整備、地域経済の支援等、限られた一般財源で様々な支援策を講じているが、事態は長期化することが予測されており、今後も新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な施策をはじめ、住民生活の安定と地域経済の活性化に向けた取組を十分実施できるよう地方財源の充実、強化が必要である。

以上のことから、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する財政負担はもとより、今後新たに発生する負担についても、財政運営に支障が生じることのないよう、確実に財政措置を講じること。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援等について

新型コロナウイルスワクチンについては、ウイルスの変異に対応するため、インフルエンザワクチン同様、毎年接種する必要があるとの報道もなされているところであり、令和4年度以降も接種体制を整えていく必要があります。

しかし、現時点において接種が想定されるワクチンは、超低温冷凍保存といった特別な管理が必要であり、多額の費用が見込まれること、また、短期間でより多くの接種を要するために、市町村それぞれに、実情に応じた多様な実施体制を講じなければなりません。

さらに、新型コロナウイルスワクチンの薬事承認の審査は特例承認により行われ、他のワクチンに比べ安全性の検証が少ないことから、接種による健康被害等の救済体制を整えておく必要があることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制の整備について

令和4年度以降に必要な新型コロナウイルスワクチン接種については、適切かつ円滑に実施できるよう県や市町村と連携し体制を整えるとともに、実情に沿った支援ができるよう補助制度の弾力的な運用を図るとともに十分な財政支援措置を講じること。

2 健康被害等の救済制度について

新型コロナウイルスワクチンの接種によって生じる健康被害等について、「無過失補償」の視点から広く救済できるよう制度等を整えること。

国営かんがい排水事業等の整備促進について

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和 48 年度から平成 3 年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和 52 年から平成 5 年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによります。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたところから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区（平成 27 年度から令和 6 年度予定）」及び「会津北部地区（平成 28 年度から令和 5 年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が行われることとなりました。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図り、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

- 1 「会津北部地区」及び「会津南部地区」にかかる事業促進と予算確保について
国営かんがい排水事業「会津北部地区」及び「会津南部地区」の計画的な事業促進と、令和 4 年度事業実施に必要な予算を確実に確保すること。
- 2 長寿命化に向けた対策について
その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた対策を検討すること。

野生鳥獣による農作物被害等減少に向けた

ライフル・スラッグ弾射撃場整備への支援について

会津地方においては、近年、会津地域全域に生息域を拡大するイノシシをはじめ、ツキノワグマやニホンジカによる農作物被害が拡大し、更には居住地域への出没や人身被害が発生しています。これに対応するため、中・大型獣捕獲のためのライフル銃やスラッグ弾の使用機会が増加しているところではありますが、100m規模のライフル銃・スラッグ弾の実射を想定した射撃場がなく、会津地域における鳥獣被害対策実施隊員は県外等の遠隔地の射撃場を利用する必要があることから、長時間の移動や訓練頻度の確保が課題となっております。

このような中、令和元年12月に県及び会津地方振興局管内13市町村で創設された「会津地域課題解決連携推進会議」による「鳥獣対策プロジェクト」の一環として、令和2年8月、「ライフル・スラッグ射撃場整備検討部会」が設置され、同年12月には13市町村の連携による射撃場の整備方針が合意されました。

更には令和3年2月には「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」が設立され、ライフル銃・スラッグ弾射撃場整備に向けて、令和3年度に測量設計に着手することとなりましたが、各市町村の財政は厳しい状況にあり、令和4年度に予定している建設工事の費用負担が課題となっていることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害防止総合対策交付金について

ライフル銃・スラッグ弾射撃場整備により、鳥獣被害対策実施隊の射撃技術向上や後継者育成に寄与し、有害鳥獣による被害の防止が期待されるものであり、令和4年度に着工予定のライフル銃・スラッグ弾射撃場整備工事については、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を想定していることから、確実に補助率の上限額が配分されるよう予算を確保すること。

2 鳥獣被害防止総合対策交付金について

ライフル銃・スラッグ弾射撃場整備により、鳥獣被害対策実施隊の射撃技術向上や後継者育成に寄与し、有害鳥獣による被害の防止が期待されるものであり、令和4年度に着工予定のライフル銃・スラッグ弾射撃場整備工事については、確実に補助率の上限額が配分されるよう国に働きかけること。

3 新たな支援措置の創設について

県内初の100m規模のライフル銃・スラッグ弾射撃場であり、会津地域はもとより県内の市町村の有害鳥獣対策の向上につながることが期待されるため、射撃場整備に対する県独自の新たな支援措置を創設すること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造成という林業のサイクルが成り立たず、小規模な山腹崩壊や倒木の発生、鳥獣被害により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、国は「森林・林業基本計画」において、直交集成板（CLT）の普及や木質バイオマスの利用拡大により、森林資源の循環利用による林業及び木材産業の成長産業化等で地方創生を図る方向を示していますが、このためには、地域が一体となり森林整備、林業振興及びエネルギー利用を連携させる取り組みが必要不可欠であります。

一方、森林病虫害防除については、制度上、森林所有者や市町村が自ら行うこととされていますが、いわば被害者である森林所有者へ負担を求めることは非常に困難であり、財政状況の厳しい自治体においても十分な対応がとれていません。また、森林被害自体が広域的となることも多く、単独自治体での対処は難しい状況にあります。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の成長産業化のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及びエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取り組みに対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取り組みを推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

2 森林病虫害の防除について

予防、駆除、樹種転換等の措置においても、マツクイムシやカシノナガクイムシによる被害対策を総合的に推進すること。

3 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

4 治山対策事業等の推進について

会津地域の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあることから、山地災害が発生している。

特に治山ダムにあっては、満砂によって溪岸侵食防止や山脚固定といった機能を発揮しているものの、施設の老朽化が進み、豪雨時には新たな浸食箇所等から土砂流入があるなど、早急な対策が必要であることから、治山ダム等について整備促進を図ること。さらに、尾瀬国立公園田代山の北側斜面には大規模な崩壊により土砂が河川に流出し、激しい降雨の度に下流域では土石流が発生し、流域集落においては建物の流出などの被害をもたらしている。また、内水面の生態系にも影響が出ており、今後さらに下流域への影響が懸念されることから、早急な治山対策事業を図ること。

有害鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の有害鳥獣による被害は、観光客に対するツキノワグマによる人身被害が発生するなど大変深刻な状況にあるほか、中山間地域では過疎化や高齢化など様々な要因が重なり、ニホンザルやイノシシなど有害鳥獣の生息域が年々拡大し、人間の生活域への出没が多く、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が特に増加傾向にあり、農作物被害額のうち、ニホンザルとイノシシによる被害額は全体額の約8割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県において各種対策を講じており、一定の成果が出ている状況にありますが、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この有害鳥獣の生息数及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 有害鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

有害鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれにかかる補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

また、イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境破壊や農作物被害が急速に増加していることから、効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

狩猟者の高齢化・減少により、捕獲駆除体制の衰退が予想されることから、狩猟免許等を取得した者に対する費用の補助事業の拡充及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用推進のため民間業者が捕獲事業に参入しやすいよう認定鳥獣捕獲等事業者への補助金等財政的な支援の拡充と指定管理鳥獣保護等の継続及び推進を行い、捕獲者の捕獲意欲向上と捕獲圧の維持・強化を図ること。

4 国立公園内の刈り払いについて

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いだことから、地域住民や観光客の安全安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と早期の交付決定について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な有害鳥獣対策を実施することが可能となることから、鳥獣被害防止総合対策交付金について要望額どおりの交付及び早期の交付決定を実施すること。

6 里山林整備の充実強化について

中山間地域の集落においては、野生生物との物理的な距離を取り、人間の生活圏と野生動物の生息域との境界線となる緩衝帯の整備が重要であることから、有害鳥獣対策として除伐や下草の刈り払い等の緩衝帯整備を目的とした里山林整備の充実強化を図ること。

「強い産業基盤」を確立するための要望（農林水産省、項目3は復興庁にも要望）

農業の振興について

農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料の約6割を海外に依存する我が国にとって食料自給率・自給力を高めていくことは喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 経営所得安定対策等について

水田農業の経営の安定化に向け、米の需給バランスの確保と米価安定のための仕組みづくりとともに、需要に応じた米生産や地域の特性を生かした産地づくりを更に推し進めるため、経営所得安定対策等の拡充・恒久化に加え、地域の裁量で活用可能な産地交付金については、十分な財源を確保するとともに、これまで以上に地域の実情に即して活用できる仕組みへの見直しを図ること。

2 農業農村整備事業の推進について

食糧の安定供給や農業生産性の向上の観点から老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

3 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃に向けて、政府一体、国全体での強力な働きかけを行うとともに、風評対策に係る更なる取り組みを推進すること。

4 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であり、地元からの期待も非常に高く、今後も共同活動や長寿命化活動の増加が見込まれることから、本交付金の事業を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

5 食料自給率向上対策について

先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため、国内産農畜産物の生産・消費拡大に積極的に取り組むこと。

6 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

7 農業次世代人材投資事業について

(1) 農業次世代人材投資事業の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者へ満額交付に要する予算を確実に確保して制度の安定化を図ること。

(2) 実質化された人・農地プランへの位置付けが事業採択の要件となっているが、当該プランの作成が難しい集落においても新規就農者の希望があることから、採択要件を緩和すること。

8 地域農業を支える担い手への支援について

地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じた支援と農業用機械・施設の整備に対する支援の充実に加え、農業系バイオマスの利活用を促進すること。

9 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

県内で唯一、馬の屠畜を行っている会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、新たな整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

については、国補助事業の採択にあたり、地域の実状に即し施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望
(復興庁、項目1・2は財務省・項目3は農林水産省にも要望)

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、風評の影響は根強く、教育旅行者数などは依然として震災前の水準まで至っておらず、農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産品を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれないため、継続した取り組みが必要な状況にあることから、風評被害対策を目的とした財政支援制度を確立すること。

3 農畜産物の販売促進支援について

農林業について、会津地方は一丸となり地元農畜産作物の販売促進に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

4 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいない。

特に、教育旅行は依然として厳しい現状にあることから、福島の実安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。本年3月に検査方法のガイドラインが一部見直され、マツタケに限り非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の多くのきのこは、「野生きのこ」と一括りに出荷制限されていることにより、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値 50 ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇ったきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な課題であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取り組みとして、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこ等の出荷制限解除について

非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷ができるようマツタケについて制度改正が検討されているが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるようにすること。

2 農産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和4年度以降も継続すること。

さらに、伐採後3年間の調査年限の短縮と調査項目の見直し、調査期間を含めた事業完了まで財政支援措置を継続すること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望（環境省）

湖沼、河川等水質の環境基準の見直しについて

猪苗代湖は貴重な水源であり、観光資源であります。

平成14～17年度には、環境省の公共用水域水質測定結果において水質日本一に輝き、良好な水質を誇っていました。近年、大腸菌群数が環境基準を超過し、水質が著しく悪化した印象を与えていますが、実際にはCODは極端に悪化しておらず、大腸菌群数は、自然由来の菌種の影響を受けてしまうため、水質の汚染状況を正確に捉える指標とは言い難いことから、猪苗代湖を含む湖沼等の水質を的確に把握するため、下記の事項を要望いたします。

記

河川や湖沼の水質環境基準となっている項目を早急に見直し、正確に水環境の実態を反映できる指標と環境基準値を設定すること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、経営に対する不安が尽きない状況にあり、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 中小企業の円滑な資金調達を図るため、当分の間、「東日本大震災復興緊急保証制度」を継続実施するとともに、「セーフティネット保証制度（5号認定）」については、指定業種を全国一律とせず地域ごとにそれぞれの現況に基づき選定し、これらを令和4年度以降も継続した支援として実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、東日本大震災後に新規借入を行った中小企業に対しては、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じるとともに、金融機関ではコンサルティング機能を十分に発揮できない業種（例えば飲食業等）を専門とするコンサルタントの派遣や、金融機関がコンサルタントを招聘して開催する経営相談会の経費に対する補助制度の創設などさらなる支援策を講じること。